

吸収分割に係る事後開示書面

2021年12月1日

東京都世田谷区用賀四丁目10番1号
株式会社セレス
代表取締役社長 都木 聡

神奈川県横浜市港北区新横浜 2-5-19
アプリ新横浜ビル 6 階
株式会社アドヴァンテージ
代表取締役 中野尚範

株式会社セレス（以下「分割会社」といいます）及び株式会社アドヴァンテージ（以下「承継会社」といいます）は、2021年10月26日付で締結した吸収分割契約（以下「本吸収分割契約」といいます）に基づき、2021年12月1日を効力発生日として行われた、承継会社が分割会社の求人広告事業「モッピーバイト」（以下「本件事業」といいます）に関する権利義務を承継する吸収分割（以下「本吸収分割」といいます）に関し、会社法第791条第1項第1号及び会社法施行規則第189条各号が定める事項が、以下の通り開示します。

1. 吸収分割が効力を生じた日

2021年12月1日

2. 分割会社における株式買取請求手続、債権者異議手続、及び新株予約権買取請求手続の経過

(1) 分割会社における株主の差止請求

本吸収分割は、会社法第784条の2但書に定める場合に該当するため、会社法第784条の2の規定による請求権は発生しません。

(2) 反対株主の株式買取請求

本吸収分割は、会社法第785条第1項第2号に定める場合に該当するため、会社法第785条の規定による手続は行っておりません。

(3) 新株予約権買取請求

本吸収分割に際して会社法第787条第1項第2号の要件を満たす新株予約権はありませんので、会社法第787条の規定による手続は行っておりません。

(4) 債権者の異議

分割会社は2021年10月27日付で、同社の債権者に対し、会社法第789条第2項に定める公告等の手続を行いました。同条第1項第2号の規定に基づき異議申述を行っ

た債権者はおりませんでした。

3. 承継会社における株主の差止請求、株式買取請求手続、債権者異議手続の経過

(1) 承継会社における株主の差止請求

本吸収分割において、会社法第 796 条の 2 の規程に基づく請求権を行使した株主はおりませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求

本吸収分割は、2021 年 10 月 27 日付で同社の株主に対し、会社法第 797 条第 3 項に定める通知を行いました。同条第 1 項の規定に基づく株式買取請求権を行使した株主はおりませんでした。

(3) 債権者の異議

分割会社は 2021 年 10 月 27 日付で、同社の債権者に対し、会社法第 789 条第 2 項に定める公告を行いました。同条第 1 項第 2 号の規定に基づき異議申述を行った債権者はおりませんでした。

4. 吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

承継会社は分割会社より、2021 年 12 月 1 日をもって、分割会社の本件事業に関する権利義務を承継しました。なお、承継会社が分割会社から承継した資産、負債の額（概算値）は、次の通りです。

資産：金 750,000 円

負債：金 0 円

5. 変更の登記をした日

2021 年 12 月 14 日(予定)

6. その他吸収分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上